

福井大学動物実験規程の運用について

〔平成19年1月10日〕
学 長 裁 定

福井大学動物実験規程（以下「規程」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 規程第6条第1項、第7条第2項、第8条、第9条第1項、第11条第1項、第14条第1項、第21条第2項、同条第3項に規定する申請手続等の様式は別表1に定めるとおりとする。

第2 動物実験計画書は、別表1に定める様式1により、毎年度、作成するものとする。

第3 規程第27条に規定する動物実験等に関する自己点検・評価は、別表2に示す項目を参考に行うものとする。

第4 規程第27条に規定する動物実験等に関する自己点検・評価の実施は、別紙1に示す概要を参考に行うものとする。

付 記

この運用は、平成19年4月1日から実施する。

別表1（第1関係）

規程条項	様式 No	提出書類名
第6条第1項	様式 1	福井大学動物実験計画書
	様式 2	動物実験計画（変更・追加）承認申請書
第6条第4項	様式 3	動物実験計画再審査申請書
第7条第2項	様式 4	動物実験結果報告書
第8条	様式 5	動物実験（終了・中止）報告書
第9条第1項	様式 6	飼養保管施設設置承認申請書
第11条第1項	様式 7	実験室設置承認申請書
第14条第1項	様式 8	施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届
第21条第2項	様式 9 (動物実験責任者用)	実験動物飼養・使用数等報告書
第21条第3項	様式 10 (管理者用)	

動物実験等に関する自己点検・評価の項目及び準備資料の例

別表2 (第3関係)

自己点検・評価項目	細項目	準備する資料の例 (*以外は、各年度ごとにまとめる)
学内規程・関連規則等	・整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験に関する学内規程* ・関連細則* ・内規等*
動物実験の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験計画の審査の状況 ・実施結果の把握の状況 ・改善措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査経過のわかる資料(委員名簿, 委員会議事録) ・実施結果の記録(実施結果報告書のファイル) ・改善措置の記録(学長が改善措置を出した場合の記録)
実験動物の飼養保管の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養保管施設の整備状況 ・マニュアルの整備状況 ・飼養保管施設における動物種及び飼養数 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養保管施設の承認申請書及び承認の記録(承認申請書のファイル及び承認の記録) ・マニュアル(SOP)の作成 ・年度ごとに飼養保管施設で飼養した動物種及び数の一覧
施設等の維持管理の状況	・飼養保管施設の維持管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養保管施設の維持管理上の不具合箇所及び改善の記録 (飼養保管施設の年度報告に含める)
動物実験等に関する安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特に注意を要する動物実験の計画及び実施の状況 ・実験動物の逸走等の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え, 病原体, 放射性物質等を用いる動物実験の計画及び実施場所の記録(関連委員会での届出又は承認の記録) ・実験動物の施設外への逸走と対応の記録(逸走した場合の届出とその対応の記録)
教育訓練の実施状況	・教育訓練の内容, 実施記録	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験に関する教育訓練に用いた資料, 手引書, マニュアル等 ・教育訓練の実施記録
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験の適正な実施に関連して発生したその他の事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事項の発生と対応の記録 (該当する事項が生じた場合の経過と対応の記録, 例えば, 重大な感染症や労働災害の発生, 保護団体の妨害行動など)

自己点検・評価の実施概要（参考）

1. 評価委員会の設置

- ・ 委員は動物実験等の全体を見渡せる者であることが必要
- ・ 従って、動物実験委員会を中心に（必要であれば、評価のために委員を追加し）行うことが現実的

2. 資料の収集

- ・ 評価に必要な根拠資料・データの準備
- ・ 動物実験責任者や管理者から提出された資料が根拠資料となるよう、あらかじめ様式を考慮（年1回の提出資料が、整理・分類されていれば、資料となる）

3. 評価の手順

- ・ 項目ごとに、資料をもとに点検・評価を行う。
- ・ 必要に応じて、動物実験責任者、管理者、実験動物管理者等のヒアリング、施設等の視察も行う。
- ・ 評価は、項目ごとに行い、それぞれに説明をつける。
（例）「基本指針に適合し、すべてが適正に実施されている。」
「基本指針に適合し、概ね適正に実施されているが、一部に改善すべき問題がある。」
「基本指針に適合せず、不適正に動物実験が実施されている。改善すべき重大な問題がある。」
- ・ 委員長が自己点検・評価報告書をまとめ、学長に報告する。

4. 改善への反映

- ・ 学長は必要な改善計画を立て実行するよう、報告書の内容を管理者等に周知する。

5. 外部の検証

- ・ 学長は、自己点検及び評価の結果について、外部の者により検証を受ける。
（自己点検及び評価の結果に対する検証であり、実験計画の審査等のダブルチェックを意味するものではない。）
- ・ 外部検証は、外部委員等による検証、大学認証評価機関による機関別認証評価などの方法が考えられる。